

(案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	松戸市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年7月18日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容 ※	1. 事務の目的 予防接種の実施によって感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。 2. 事務の全体概要 松戸市(以下「本市」という。)は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、政令で定めるものについて、市内に住民登録している者に対し、対象者であること、実施の期間、実施方法等を通知し、接種勧奨を行う。 また、委託医療機関より、実施報告を受け、予防接種台帳に記録が必要な事項について記載し、実績を基に支払いを行う。 3. 特定個人情報を取り扱う事務 本市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種の給付の支給 (3) 予防接種の実費徴収 (4) 予防接種の台帳の作成 (5) 健康被害の救済措置の事務
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

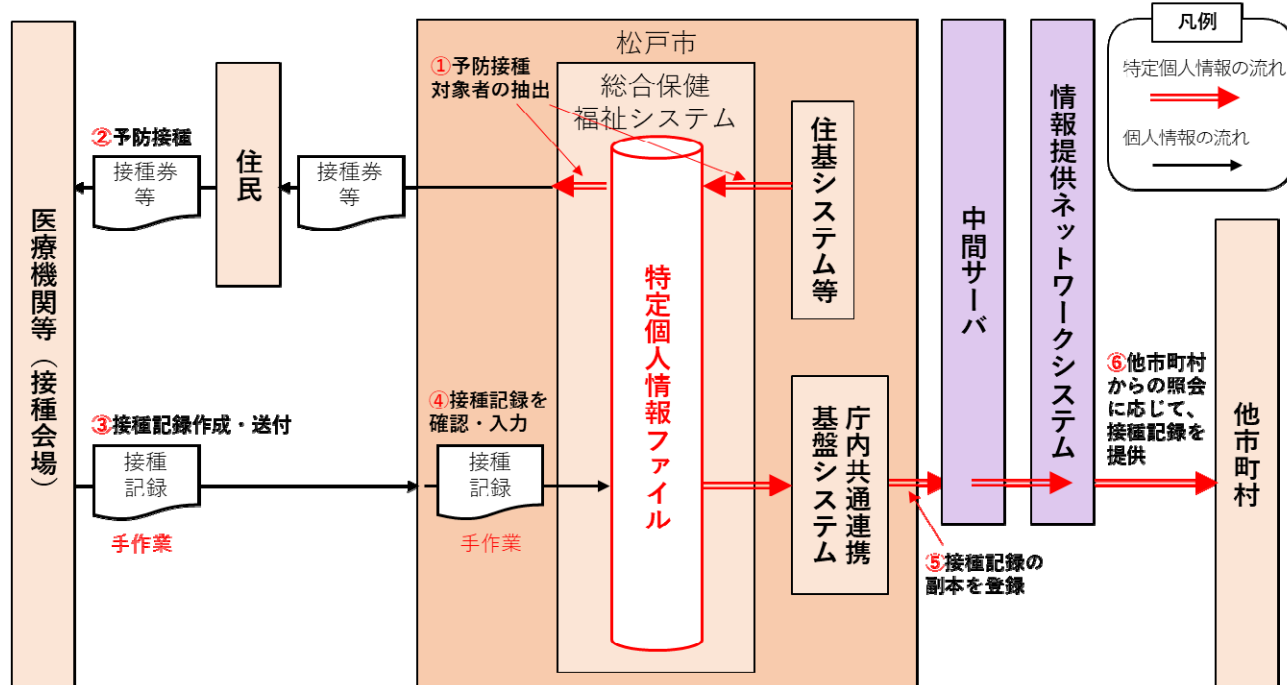
①システムの名称	総合保健福祉システム
②システムの機能	1. 予診票などの接種通知の出力 2. 接種情報・予診情報の登録 3. 接種済証や接種台帳など接種結果情報の出力 4. 国に報告する集計票の出力
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2	
①システムの名称	庁内共通連携基盤システム(「宛名システム等」と同義)
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能 庁内共通連携基盤システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。 5. 権限管理機能 庁内共通連携基盤システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバ)
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、庁内共通連携基盤システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。また、セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、庁内共通連携基盤システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。 8. セキュリティ管理機能 暗号化及び符号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種各種データファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及びまん延を防止できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表(14、126の項) 2. 番号法第9条第2項 3. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一(30の項) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 予防衛生課
②所属長の役職名	予防衛生課長
8. 他の評価実施機関	
—	

予防接種に関する事務概要 全体図

①～④の流れで予防接種台帳に登録記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に登録記録が提供される。



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種データファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種事業対象者	
	その必要性	予防接種事業の対象者管理や接種情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報保有を有する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	【個人番号】 ・記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため。 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため。 【健康・医療関係情報】 ・接種情報を利用した事務を実施するため。 【障害者福祉関係情報】 ・接種対象者要件に該当するかを把握するため 【生活保護・社会福祉関係情報】 ・接種に際し自己負担額の有無の管理を適正に行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	健康医療部 予防衛生課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 (医療機関) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (庁内共通連携基盤システム)	
③入手の時期・頻度		1. 予防接種を行った医療機関から月に1回又は本人から随時入手する。 2. 松戸市が発行した予防接種実施依頼書に基づき他市の医療機関で実施した予防接種に関する記録は、医療機関からの実施報告書等により随時入手する。 3. 転入者等については、情報提供ネットワークシステムを介して他自治体に情報照会する都度随時入手する。 4. 予防接種健康被害による給付に関する申請情報は、障害年金は年1回、医療費・医療手当は年2回を基本として、本人または法定代理人等からの申請により入手している。	
④入手に係る妥当性		医療機関や本人から入手する接種記録については、法令等(予防接種法施行令第6条の2等)に示されているとおり記録・保管することを目的に入手するもので、妥当性がある。	
⑤本人への明示		1. 医療機関や本人から入手する場合、本人等が記入する予診票等に、市へ接種記録が提出されることを明記し、署名を得る。 2. 他市の医療機関で予防接種を実施する際の予防接種に関する記録の入手については、松戸市発行の依頼書に実施した予防接種に関する記録について、依頼先医療機関より報告を受けることを明記している。 3. 予防接種健康被害の給付に関する申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に明記されている。	
⑥使用目的 ※		1. 申請書などに記載された個人番号より個人を検索するため。 2. 住民の予防接種に関する記録の適正な管理を図るため。 3. 健康被害の救済措置を行うため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康医療部 予防衛生課(中央、小金、常盤平各保健福祉センターを含む。)	
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1. 予防接種の対象者抽出 生年月日および接種歴から予防接種の対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者へ提供し、予防接種票の印刷・封入封緘を依頼する。 2. 予防接種の接種記録の管理 (1) 医療機関等より取得した予防接種記録を、予防接種法施行令第6条の2に基づき総合保健福祉システム内で保管し、不適切な予防接種を防ぐため、予防接種の実施状況を参照するために管理・使用する。 (2) 医療機関での接種歴入手にあたっては、本人に発行した予防接種票をもって医療機関で予防接種を行い、その後医療機関等から接種済予防接種票を回収し記録をシステムに取り込み作業を行う。 3. 健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図ることを目的として使用する。	
情報の突合 ※		内部の宛名番号又は氏名・生年月日・性別により突合する。	
情報の統計分析 ※		特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		予防接種対象者であるかどうかの決定及び予防接種健康被害発生時の給付の決定を行う。	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない
委託事項1	運用保守委託
①委託内容	予防接種データ入力、発送物の作成等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
その妥当性	保守業務は、システム上保有する全てのファイルを取り扱うため
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法	松戸市情報公開条例に基づき、委託先名の公開を請求できる
⑥委託先名	(株)両備システムズ
再委託	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
⑦再委託の有無 ※	
⑧再委託の許諾方法	あらかじめ再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先業者名を記載した書面を委託先から本市に提出させ、本市の許諾を得なければならないものとしている。
⑨再委託事項	データ入力・発送物等の印刷
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (4) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. 基本情報③の範囲と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. 基本情報③の範囲と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
②提供先における用途	番号法別表 126の項に定める事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		1. 紙及び媒体における措置 (1) 帳票類は施錠のできる文書庫及びキャビネットにて保管している。 2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 庁内共通連携基盤システムはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップもデータセンターのサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (3) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (4) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 4. ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
	②保管期間 期間 [5年] その妥当性	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない 予防接種法施行規則第3条において、5年間保存しなければならないと規定されている。
③消去方法		1. 紙及び媒体における措置 特定個人情報が記載されている届出書及び印刷物は、施錠できるキャビネットに保管し、廃棄の際はシュレッダー処理等を行い、外部業者による処理の場合は、セキュリティに関する覚書等を交わし、溶解証明書等の提出を義務付けている。 2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は、保管期間を経過し、システムを圧迫するような状況となった場合のみ、システム管理部門の管理・指示により実施する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、庁内共通連携基盤システムの保守事業者により、保存された情報が読み出しできないよう、物理的に破壊し又は専用ソフト等を利用し、完全に消去する。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的に破壊し又は専用ソフト等を利用し、完全に消去する。 4. ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(個人基本情報)

1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 宛名番号、4. 世帯番号、5. カナ氏名、6. 漢字氏名、
7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 郵便番号、11. 住所、12. 方書、13. 電話番号、
14. 異動日、15. 異動届出日、16. 住民になった事由、17. 住民になった異動日、
18. 住民になった届出日、19. 住民でなくなった事由、20. 住民でなくなった異動日、
21. 住定日事由、22. 住定日、23. 届出日、24. 住民区分、25. 外国人判定、
26. 国籍、27. 転入前住所、28. 転出後住所

(予防接種情報)

29. 接種コード、30. 接種回数、31. 接種日、32. 接種日年齢、33. 年度末年齢、
34. 接種判定、35. 混合接種何種、36. 肺炎球菌種類、37. 請求月、38. 医療機関、
39. 接種医、40. LotNo、41. 接種量、42. 予診有無、43. 未接種理由、44. 調定日、
45. 接種年度、46. 実費徴収区分、47. 65歳未満接種理由

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種データファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 紙ベースで情報を入手する際、対象者以外の情報の記入欄は設けない。 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 必要な情報以外は、入力しないようにしており、定期的に必要な項目の精査を行っている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	紙ベースでの情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 届出・申請等の際に記載する書類には使用目的の記入事項があり、入手元が使用目的を認識しながら記載できるようにしている。 2. 照会と登録は業務システム端末からアクセスするのみで、利用者も制限されるため、それ以外の方法でのアクセスはできないシステムとして担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	1. 窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 2. 医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種票に記載された特定個人情報に基づき、総合保健福祉システムで突合、確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	窓口で住民から直接申請書等を受け付ける場合は、個人番号カードの提示を求め、個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入力、削除及び訂正した内容の確認を必ず行い、届出・申請等の様式の行政側使用部分の受付・入力・決裁欄には当該作業を行った者の押印を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 総合保健福祉システムは、インターネットに接続されていない閉鎖的なネットワークである既存住民系基幹業務用ネットワークに接続されており、外部システムとは接続されていないため、ネットワークを通じての情報漏えいはいない。 2. 紙媒体による入手の場合は、総合保健福祉システムへの入力完了後、鍵の掛かる書庫またはキャビネット等に保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1. 総合保健福祉システムにおける措置 個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索、情報提供ネットワークシステムへの連携)以外ではユーザに利用されないようなセキュリティ防御を実施している。また各業務に対して利用可否制限を設定し、利用不可業務については利用できないようセキュリティを施している。 2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1)個人番号利用事務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 (2)個人番号利用事務以外の業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないよう連携構築、アクセス制御を行う。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ログイン画面においてユーザIDと生体認証、パスワードを入力する。その入力内容についてログイン可否、利用制限を制御している。 2. ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 3. システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 生体認証を伴うシステムの管理は、操作職員の異動が発生する都度、情報システム部門が登録・削除を行っている。 2. アクセス権限の発効・失効の管理は、操作職員の異動が発生する都度、書面による申請に基づきシステム管理者がユーザーIDの登録・削除を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 共通ユーザIDは発行せず、必ず個人に対してユーザIDを発行する。総合保健福祉システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、システム管理者が管理し、同部門が定期的に確認を実施し、不要となったユーザIDや権限を変更又は削除する。 2. 失効時にはシステムの権限だけでなく、端末にログインするためのアカウントも停止させる。 3. 新たなシステムや機能が発生した場合には、定期的に権限管理を見直す。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作処理記録を残す。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録する) 2. 一括処理や自動実行等による処理についても、処理記録を管理する。 3. 1年に1回程度、記録事項に問題がないか点検を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。また、システムの操作者を対象に、情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 総合保健福祉システムのログインに対し、生体認証を実施する。 2. 職員等を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 3. 他市町村や行政機関において発生したセキュリティ事故等について、情報共有し、対策状況を確認する。 4. 総合保健福祉システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限を変更・削除する。 5. 個人情報記載されている印刷物は、施錠できるキャビネットに保管し、廃棄時はシュレッダー処理等を行う。 6. 端末に対するUSBメモリの使用及びUSB機器の接続制限を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 年1回、情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて必要な知識の習得ができるようにしている。 2. 市民からディスプレイが見えないように配置し、スクリーンセーバーの活用により情報が外部に漏れないようにしている。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1. 「機密情報の取扱いに関する覚書」を取り交わす。 2. 外部委託業者の選定に際しては、本市情報セキュリティポリシー等に従い、各所属長が業者の個人情報保護管理体制が適切かどうか、事前に確認する。 3. 個人情報の保護に関する規程、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置、物理的安全管理措置、利用者の認証、許可、操作ログの記録方法等を確認し、水準に満たない業者とは委託契約を行わない。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	1. 委託業務に係る実施体制の提出を義務付ける。 2. 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 3. 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	システムにより、作業者及び作業内容の操作ログを記録する。なお、操作ログ保持期間は、最低1年間とする。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 委託契約に基づき、電子情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止する。 2. 個人情報等の管理状況等について、随時報告を求め、調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 委託契約に基づき、電子情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止する。 2. 個人情報等の管理状況等について、随時報告を求め、調査を行う。 3. 市が指定した場所以外へ個人情報等を持ち出す場合には、業務所管課長から、事前に書面で承諾を得る。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 委託契約に基づき、提供した個人情報全てについて消去義務を課し、書面により確認する。 2. 委託契約に基づき、特定個人情報等の管理状況等について、随時報告を求め、調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	1. 管理責任者等を含む人員、業務の管理体制をあらかじめ文書で提出する。 2. 直接又は間接に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。 3. 許可なしにデータを指示目的以外に使用又は第三者へ提供してはならない。 4. 許可なしにデータを複写又は複製してはならない。 5. 必要と認めたときは、委託先に対して業務の処理状況の調査及び報告を求めることができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	あらかじめ再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名を記載した書面を委託先から本市に提出させ、本市の承諾を得なければならないものとしている。 委託業務に必要なデータの回収等に際し、文書で職員と委託先事業者で確認している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	庁内共通連携基盤システムを利用した情報の提供・移転は全て記録を残しており、どのシステムから提供・移転の要求があったかまで記録する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 2. 提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。		
その他の措置の内容	サーバ室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 許可した提供・移転先에만のみデータを提供・移転する機能をシステム上で整備し、厳格に管理する。 2. 提供・移転に関する運用方法及び手続を明確なものとし、周知する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、総合保健福祉システムに登録された情報の内容に編集を加えず、適切に提供・移転することを担保する。 2. 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 許可された提供・移転先에만のみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に確認・管理する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
番号法等の法令で定められた相手方に対し、提供・移転先に応じた必要項目のみを提供・移転できる機能をシステム上で構築する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。 (2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検を行う。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証の受領後、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法第19条第8号及び第19条第9号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 中間サーバと庁内共通連携基盤システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用し、また、VPN等の技術を利用し、松戸市の中間サーバと庁内共通連携基盤システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (2) 庁内共通連携基盤システムと、業務システム又は松戸市基幹系システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用することで安全性を確保している。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わないことで、各業務が入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 庁内共通連携基盤システム接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 (2) 庁内共通連携基盤システムと、業務システム又は松戸市基幹系システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用することで漏えい・紛失に対応している。 (3) 中間サーバと庁内共通連携基盤システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用し、また、VPN等の技術を利用し、松戸市の中間サーバと庁内共通連携基盤システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。) (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 庁内共通連携基盤システムによる措置 (1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。 (2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。 (3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定できるとともにサーバにアクセスできる。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 庁内共通連携基盤システムによる措置 (1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。 (2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。 (3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定できるとともにサーバにアクセスできる。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバと既存システム、情報連携ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク(LGWAN))を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2) 中間サーバと団体については、VPN等の技術を活用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、直接ユーザによる情報提供は不可能であり、認証されたシステムからの情報提供でのみ可能となっている。 (2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。 (3) 庁内共通連携基盤システムへのID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。 (4) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定できるとともにサーバにアクセスできる。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2) 情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (注)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1. 本市における措置 (1) 特定個人情報等を記載した住民からの届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する(1年保管)。 (2) セキュリティ区域を明確にし、入退出管理を行う。 (3) 許可された者のみ、定められた方法により、サーバ室への入室を可能とする。 (4) サーバ室内には、生体認証設備と監視カメラを設置する。 (5) バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 (6) 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 3. ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1. 本市における措置 (1) コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行う。 (2) 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームでは、コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置(UTM)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 3. ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	予防接種に関する情報は、原則、本人からの届出に従っており、また他市町村や他機関からの通知についても即時に対応する運用を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 紙媒体については、本市の文書管理規則に則り、適切に廃棄される。 2. 総合保健福祉システムに登録される情報については、総合保健福祉システムの機能により適時削除を行う。 3. ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	1. 本市における措置 年に1回、担当部署内において、評価書の記載内容どおりの運用が行われているか自己点検を実施する。 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	1. 本市における措置 評価対象事業の所管課長により、定期的に評価書に記載したとおりに運用がなされていること、その他特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について内部監査を行う。また、管理・運用に問題があると判断された場合は、松戸市情報セキュリティ監理委員会において、さらにシステム及び事業運用について監査を実施する。 2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 3. ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	1. 事務における教育・啓発 (1) 総合保健福祉システムを初めて扱う職員については、使用方法とともに、セキュリティ対策についても指導する。 2. 本市における教育・啓発 (1) 情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 (2) 松戸市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2) 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、あらかじめ運用規則等について研修を行う。	
3. その他のリスク対策		
中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松戸市 総務部 文書管理課 電話番号 047-366-7107
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、窓口提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松戸市 健康医療部 予防衛生課 松戸市竹ヶ花74-3 電話番号 047-366-7483
②対応方法	問合せ受付時に、その対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	本市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。実施に際しては、市広報紙に意見公募について記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設において全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	令和7年10月 日から令和7年10月 日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年 月 日
②方法	松戸市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	未制定	6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	未制定	予防接種証明書の電子交付アプリ(VRSの一機能)を利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付に関する項目を追記。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	「③他市町村からの照会に応じて接種記録を提供」の部分で個人情報の流れで記載。	「③他市町村からの照会に応じて接種記録を提供」の部分で特定個人情報の流れに変更(個人番号による照会について)。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(庁内共通連携基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS))	その他(庁内共通連携基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1. 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度。(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合に限り)	1. 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する(番号法第19条第16号)	①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する(番号法第19条第16号)	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	未制定	3. 電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	1. 松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、松戸市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、松戸市の接種記録と突合する。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	運用保守委託	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要がある。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供)	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 1. 転入者本人からの個人番号の入手 松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 1. 転入者本人からの個人番号の入手 松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	未制定	3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、松戸市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	未制定	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リ スク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手 の際の本人確認の措置の内 容	未制定	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項 入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補 助APの暗証番号)による二要素認証で本人確 認を行うため、本人からの情報のみが送信され る。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リ スク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定 個人情報の正確性確保の措 置の内容	未制定	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能) (1) 券面事項入力補助APを活用し、個人番号 カード内の記憶領域に格納された個人番号を申 請情報として自動的に入力することにより、不正 確な個人番号の入力を抑止する措置を講じてい る。 (2) 券面事項入力補助APから取得する情報(4 情報・マイナンバー)に付されている署名につい て、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情 報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。) リ スク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行 うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の 対応をしている。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には、①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する場合、②松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する場合、③接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する、の3つの場面に限定している。なお、ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には、①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する場合、②松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する場合、③接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する、の3つの場面に限定している。なお、ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 松戸市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託する。 なお、当該確認事項に規定されている内容は、次のとおり 1. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 2. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 3. 特定個人情報の提供ルール／消去ルール 4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 5. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 松戸市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託する。 なお、当該確認事項に規定されている内容は、次のとおり 1. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 2. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 3. 特定個人情報の提供ルール／消去ルール 4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 5. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転出元市区町村への個人番号の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードも送信するため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードも送信するため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク①:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (1)電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 (2)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的な チェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責 任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用 を管理し、必要な監督をする。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責 任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用 を管理し、必要な監督をする。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、適切 な指導をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責 任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用 を管理し、適切な指導をする。	事後	事務手続きの追加
令和4年3月9日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8 条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村 の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、 万が一、障害や情報漏洩が生じた場合、適切な 対応をとることができる体制を構築する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責 任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、 第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該シ ステムを利用し、万が一、障害や情報漏洩が生 じた場合、適切な対応をとることができる体制を 構築する。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 2. 転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 2. 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する(番号法第19条第16号)、又は②松戸市からの転出者について、転出先市区町村へ松戸市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号)、若しくは③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手するものであり、妥当性がある。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する(番号法第19条第16号)、又は②松戸市からの転出者について、転出先市区町村へ松戸市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号)、若しくは③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手するものであり、妥当性がある。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、松戸市の接種記録と突合する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、松戸市の接種記録と突合する。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 7. 接種回(1回目／2回目)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 7. 接種回(1回目／2回目／3回目)	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 2. 他市区町村からの個人番号の入手 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転出元市区町村への個人番号の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・他市区町村への個人番号の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードも送信するため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 2. 特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、松戸市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 2. 特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、松戸市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	未制定	7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月16日	I 基本情報（別添1）事務の内容	—	コンビニ交付の手順追加	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	3. 電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	3. 電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要がある。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (1) 券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 (2) 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) (1) 券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 (2) 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明証交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	未制定	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	事務手続きの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 情報保護 管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 松戸市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム（VRS）の利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 松戸市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム（VRS）の利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託する。	事後	事務手続きの追加
令和5年2月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク①: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リ スク ⑥技術的対策 具体的 な対策の内容	未制定	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） （1）証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 （2）キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事務手続きの追加
令和5年7月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 健康推進課	健康医療部 予防衛生課	事後	組織改正による部課名変更
令和5年7月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長	予防衛生課長	事後	組織改正による課名変更
令和5年7月31日	Ⅱ－2－⑥事務担当部署 Ⅱ－3－⑦使用部署	健康福祉部 健康推進課	健康医療部 予防衛生課	事後	組織改正による部課名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	(別添2)ファイル記録項目 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録事項) 7. 接種回	(1回目／2回目／3回目)	(1回目／2回目／3回目／4回目／5回目／6回目／7回目)	事後	事務手続きの追加
令和5年7月31日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室	松戸市 総務部 文書管理課	事後	組織改正による課名変更
令和5年7月31日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	松戸市 健康福祉部 健康推進課	松戸市 健康医療部 予防衛生課	事後	組織改正による部課名変更
令和5年7月31日	V-1-②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10第	個人情報の保護に関する法律第77条	事後	法改正に伴う変更
令和6年6月19日	I-1②事務の概要	4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 上記(1)～(5)の事務のほか、下記の事務を行う。 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ、予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3)予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)令和5年度までに実施した予防接種の接種記録等を登録、管理する。 (2)令和5年度までに実施した予防接種について、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	I-2システム4②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券の発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出／死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券の発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出／死亡時等のフラグ設定 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	I－5法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一(10、93の2の項)	1. 番号法第9条第1項 別表(14、126の項)	事後	時点修正
令和6年6月19日	I－6②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号	事後	時点修正
令和6年6月19日	II－3③入手の時期・頻度	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 1. 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度。 2. 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 1. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	II－3④入手に係る妥当性	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する(番号法第19条第16号)、又は②松戸市からの転出者について、転出先市区町村へ松戸市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号)、若しくは③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手するものであり、妥当性がある。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手するものであり、妥当性がある。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	II－3⑤本人への明示	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 1. 松戸市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 2. 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 3. 電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅱ－3⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 2. 松戸市からの転出者について、転出先市区町村へ松戸市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－3⑧使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、松戸市の接種記録と突合する。		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供・移転の有無	提供を行っている(4)件	提供を行っている(3)件	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項	番号法第19条第8号	事後	時点修正
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項	番号法第19条第8号	事後	時点修正
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供先3①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 115の2の項	番号法第19条第8号	事後	時点修正
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供先3②提供先における用途	番号法別表第一 93の2の項に定める事務	番号法別表 126の項に定める事務	事後	時点修正
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4	市長村長		事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4①法令上の根拠	番号法第19条第16号		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4④提供する対象となる本人の数	10万人以上100万人未満		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4⑤提供する対象となる本人の範囲	2. 基本情報③の範囲と同じ		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4⑥提供の方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－5提供4⑦時期・頻度	松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅱ－6①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。		事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ－2対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 転入者本人からの個人番号の入手 松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 他市区町村からの個人番号の入手 松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、松戸市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－2必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。		事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内奥	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－2入手の際の本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－2特定個人情報の正確性の確保の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) (1)券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 (2)券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明証交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。		事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ－2リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線を使用する。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－3事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ－3特定個人情報におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には、①松戸市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する場合、②松戸市からの転出者について、松戸市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する場合、③接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する場合、の3つの場面に限定している。なお、ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する場合のみに限定している。なお、ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－3情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 松戸市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託する。 なお、当該確認事項に規定されている内容は、次のとおり 1. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 2. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 3. 特定個人情報の提供ルール／消去ルール 4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 5. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 松戸市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託する。 なお、当該確認事項に規定されている内容は、次のとおり 1. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 2. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 3. 特定個人情報の提供ルール／消去ルール 4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 5. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ－5特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－5リスク2 リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・他市区町村への個人番号の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－5リスク3 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 松戸市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－5リスク3 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 1. 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 2. 特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、松戸市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。		事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	Ⅲ－6リスク1リスクに対する措置の内容	(注2)番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報にリスト化したもの。	(注2)番号法第19条第8号及び第19条第9号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報にリスト化したもの。	事後	時点修正
令和6年6月19日	Ⅲ－7⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (1)電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 (2)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) (1)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 (2)キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		事後	事務手続きの変更
令和6年6月19日	Ⅲ－7⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (1)電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 (2)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) (1)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 (2)キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		事後	事務手続きの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表(14、126の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 3. 番号法第9条第2項 4. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一(30の項) 5. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 6. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	1. 番号法第9条第1項 別表(14、126の項) 2. 番号法第9条第2項 3. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一(30の項) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 5. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	時点修正
令和7年6月20日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2第2号、第12条の2の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条第1号、第28条第1号 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項、28の項、29の項、第27条第1号、第27条第2号、第28条第1号	事後	時点修正
令和7年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	予防接種法施行令第6条の2において、5年間保存しなければならないと規定されている。	予防接種法施行規則第3条において、5年間保存しなければならないと規定されている。	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 上記(1)～(5)の事務のほか、下記の事務を行う。 (1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ、予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	「ワクチン接種記録システム(VRS)」に関する記載	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	5. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条第1号、第28条第1号 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項、28の項、29の項、第27条第1号、第27条第2号、第28条第1号	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容	従来の予防接種では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、②→AI-OCR処理→③の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。 また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。 【図】	①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。 【図における新型コロナの予防接種の事務に関する部分の削除】	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報	[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【個人番号】 ・記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため。 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため。 【健康・医療関係情報】 ・接種情報を利用した事務を実施するため。	【個人番号】 ・記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため。 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため。 【健康・医療関係情報】 ・接種情報を利用した事務を実施するため。 【障害者福祉関係情報】 ・接種対象者要件に該当するかを把握するため 【生活保護・社会福祉関係情報】 ・接種に際し自己負担額の有無の管理を適正に行うために保有	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他 (庁内共通連携基盤システム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	その他 (庁内共通連携基盤システム)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度。	削除	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の終了に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	医療機関や本人から入手する接種記録については、法令等（予防接種法施行令第6条の2等）に示されているとおり記録・保管することを目的に入手するもので、妥当性がある。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手するものであり、妥当性がある。	医療機関や本人から入手する接種記録については、法令等（予防接種法施行規則第3条等）に示されているとおり記録・保管することを目的に入手するもので、妥当性がある。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の終了に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 1. 松戸市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 2. 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 3. 電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	削除	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の終了に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	削除	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の終了に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	削除	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の終了に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] (2)件	[委託する] (1)件	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等」の委託に関する記載	削除	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(3)件	[○]提供を行っている(4)件	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3	市町村長	都道府県知事又は市町村長	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4	－	厚生労働大臣	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	-	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ②提供先における用途	-	番号法別表 126の項に定める事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ③提供する情報	-	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	-	[10万人以上100万人未満]	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	2. 基本情報③の範囲と同じ	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑥提供方法	-	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑦時期・頻度	-	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 セキュリティ対策として、①論理的に区分された松戸市の領域にデータを保管する、②当該領域のデータは、暗号化処理をする、③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している、④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している、⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	2. 総合保健福祉システムにおける措置 (1)総合保健福祉システムサーバは、入退室に認証管理システムと監視カメラのあるサーバ室に設置している。保守作業においては、毎回の作業内容を記録に残し、報告させている。 3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置(略) 4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置(略)	(2. 総合保健福祉システムにおける措置) ➡項目削除 2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置(略) 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置(略) 4. ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更であり、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施するものである。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ 1. 自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 2. 自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	削除	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	2. 総合保健福祉システム及び庁内共通連携基盤システムにおける措置（略） 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置（略）	2. 庁内共通連携基盤システムにおける措置（略） 3. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置（略） 4. ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更であり、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施するものである。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録事項) 1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 自治体コード、4. 接種券番号、5. 属性情報(氏名、生年月日、性別)、6. 接種状況(実施/未実施)、7. 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目)、8. 接種日、9. ワクチンメーカー、10. ロット番号、11. ワクチン種類(※)、12. 製品名(※)、13. 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14. 証明書ID(※)、15. 証明書発行年月日(※)	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(個人基本情報) 1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 宛名番号、4. 世帯番号、5. カナ氏名、6. 漢字氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 郵便番号、11. 住所、12. 方書、13. 電話番号、14. 異動日、15. 異動届出日、16. 住民になった事由、17. 住民になった異動日、18. 住民になった届出日、19. 住民でなくなった事由、20. 住民でなくなった異動日、21. 住定日事由、22. 住定日、23. 住定日、24. 届出日、25. 住民区分、26. 外国人判定、27. 国籍、28. 転入前住所、29. 転出後住所(予防接種情報) 30. 接種コード、31. 接種回数、32. 接種日、33. 接種日年齢、34. 年度末年齢、35. 接種判定、36. 混合接種何種、37. 肺炎球菌種類、38. 請求月、39. 医療機関、40. 接種医、41. LotNo、42. 接種量、43. 予診有無、44. 未接種理由、44. 調定日、45. 接種年度、46. 実費徴収区分、47. 65歳未満未接種理由	(個人基本情報) 1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 宛名番号、4. 世帯番号、5. カナ氏名、6. 漢字氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 郵便番号、11. 住所、12. 方書、13. 電話番号、14. 異動日、15. 異動届出日、16. 住民になった事由、17. 住民になった異動日、18. 住民になった届出日、19. 住民でなくなった事由、20. 住民でなくなった異動日、21. 住定日事由、22. 住定日、23. 届出日、24. 住民区分、25. 外国人判定、26. 国籍、27. 転入前住所、28. 転出後住所(予防接種情報) 29. 接種コード、30. 接種回数、31. 接種日、32. 接種日年齢、33. 年度末年齢、34. 接種判定、35. 混合接種何種、36. 肺炎球菌種類、37. 請求月、38. 医療機関、39. 接種医、40. LotNo、41. 接種量、42. 予診有無、43. 未接種理由、44. 調定日、45. 接種年度、46. 実費徴収区分、47. 65歳未満未接種理由	事後	誤字修正であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務＞ 1. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付のために個人番号を入 手するのは、接種者から接種証明書の交付申 請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条 に基づき、本人確認書類を確認することで、対 象者以外の情報の入手を防止する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデー タベースは、市区町村ごとに論理的に区分されて おり、他市区町村の領域からは、特定個人情報 の入手ができないようにアクセス制御している。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏え いを防止するために暗号化された通信回線を使 用する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提 供ネットワークシステムを通じ た入手を除く。)におけるそ 他のリスク及びそのリスクに	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定され た端末を利用して国から配布されたユーザIDを 使用し、ログインした場合だけアクセスできるよ うに制御している。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよ う、以下の対策を講じている。 1. ワクチン接種記録システム(VRS)における 特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末に よる操作に限り可能になるように制御している 2. LG-WAN端末は限定された者しかログインで きる権限を保持しない 3. ワクチン接種記録システム(VRS)におけるロ グイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う 4. ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事 前申請した者に限定して発行される。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事 前申請した者に限定して発行される。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事 前申請した者に限定して発行される。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあ たり、システム上の操作ログを取得しており、操 作ログを確認できる。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 住民基本台帳システムや総合保健福祉システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、①作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する、②作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用し、また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す、③作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す、④電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う、⑤電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去し、管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する場合のみに限定している。なお、ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 松戸市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム(VRS)の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託する。 なお、当該確認事項に規定されている内容は、次のとおり 1. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 2. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 3. 特定個人情報の提供ルール／消去ルール 4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 5. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、委託 業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録 の確認をすることができる。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個 人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統 一基準群に準拠した開発・運用がされており、 情報セキュリティの国際規格を取得しているクラ ウドサービスを利用しているため、特定個人情 報の適切な取扱いに関するガイドラインで求め ている物理的対策を満たしている。主な物理的 対策として、①サーバ設置場所等への入退室記 録管理、施錠管理が行われていること、②日本 国内にデータセンターが存在するクラウドサービ スを利用している。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		3. ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報シス テムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録さ れたクラウドサービスから調達することとしてお り、システムのサーバー等は、クラウド事業者が 保有・管理する環境に構築し、その環境には認 可された者だけがアクセスできるよう適切な入 退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、 外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更であり、変更を加 える前に特定個人情報保護評 価を再実施するものである。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個 人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統 一基準群に準拠した開発・運用がされており、 情報セキュリティの国際規格を取得しているクラ ウドサービスを利用しているため、特定個人情 報の適切な取扱いに関するガイドラインで求め る技術的対策を満たしている。主な技術的対策 として、①論理的に区分された松戸市の領域に データを保管する、②当該領域のデータは、暗 号化処理をする、③個人番号が含まれる領域 はインターネットからアクセスできないように制 御している、④国、都道府県からは特定個人情 報にアクセスできないように制御している、⑤当 該システムへの不正アクセスの防止のため、外 部からの侵入検知・通知機能を備えている、⑥ LG-WAN端末とワクチン接種記録システム (VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の機能停止に伴う変更 であり、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させる リスクを相当程度変動させるも のではないと考えられる変更 であることから、重要な変更 に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		3. ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにア クセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団 体情報システムのガバメントクラウドの利用に關 する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル 庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」 をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用 管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントク ラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、 ガバメントクラウドが提供するマネージドサービ スにより、ネットワークアクティビティ、データア クセスパターン、アカウント動作等について継続的 にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対す るセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、 ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル の更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメント クラウド運用管理補助者は、導入しているOS及 びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリ ティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す るシステムを構築する環境は、インターネットと は切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド 運用管理補助者の運用保守地点からガバメント クラウドへの接続については、閉域ネットワー クで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国 及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御 を講じる。	事前	重要な変更であり、変更を加 える前に特定個人情報保護評 価を再実施するものである。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消去 されずいつまでも存在するリ スク 消去手順 手順の内容		3. ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準 拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去 する。	事前	重要な変更であり、変更を加 える前に特定個人情報保護評 価を再実施するものである。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV. その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	IV. その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	IV. その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	－	3. ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更であり、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施するものである。
	IV. その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導をする。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。
	IV. その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏洩が生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV. その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更であり、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施するものである。